

**農地
売買**

農地の売買は事前にご相談を

●問い合わせ 農業委員会事務局 ☎096(293)6686

近年、開発を目的とした農地の売買が皆さんの大切な農地を守るため、まずは農業委員会にご相談ください。

●**トラブルを防ぐ3つのポイント**

- ① 転用許可の見込みはありますか？
農地は、転用許可がなければ所有権移転ができません。開発を前提とした売買契約の締結前に、転用許可の見込みがあるか事前にご相談ください。
- ② 契約内容を確認しましたか？
売買契約を締結しても、転用許可を得られない場合に、受け取った手付金の返還でトラブルになる事例が考えられます。契約の際は「解除条件」や「手付金の取扱」などの内容をよく理解して十分に納得してから契約しましょう。
- ③ 農地を自分で管理していますか？
転用許可前の農地の引き渡しは、農地法違反となり、売主、買主ともに同法第64条の規定に基づき3年以下の懲役または300万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。転用許可を受けるまでは、従前の農地所有者または耕作者に農地の管理義務があります。また、所有権移転前に仮登記がされている場合でも、管理義務は所有者または耕作者にあります。

**職員
募集**

令和7年度会計年度任用職員を募集します

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事係 ☎096(293)3111

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	報酬 時間給換算	社会 保険	雇用 保険	備考
保育士	大津保育園	月～金のうち 週4日	7:00～18:00の うち7時間30分	保育士	1,255円～1,433円	有	有	2～3カ月に1回程度土曜日または日曜日の勤務有(平日振替対応)
		土曜日	9:15～18:00			無	無	
特別支援 補助員 (看護師)		月～金	8:00～18:00の うち7時間30分	看護師	1,413円～1,542円	有	有	年2回程度(保育園行事のとき)土曜日または日曜日の勤務有(平日振替対応)
地域相談 支援員	介護保険課	月～金	8:30～17:15の うち7時間30分	介護支援専門員・社会福祉主事・看護師のいずれか	1,255円～1,426円	有	有	
給食 調理員	学校給食 センター	月～金	8:30～16:45	調理師または実務経験2年以上	1,255円～1,351円	有	有	
給食調理 補助(A)		月～金 (学校開校時のみ)	8:30～16:30	-	1,127円～1,155円	有	有	

※報酬や手当など募集の詳細は変更となる場合があります。

- 募集期限 7月10日(木)
- 受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
- 申込方法 履歴書と各種資格証明書(写し)を役場総務課に提出してください。
※郵送で応募する場合は、必ず職種を記入してください。
- 任用期間 8月1日(金)～令和8年3月31日(火)
- その他 原則面接を実施する予定です。報酬は、職種により月額、日額、時間額となります。条件により期末勤勉手当が支給されます。

詳しくはこちら▼



補助

特産物を守ろう！サツマイモ基腐病の防除にかかる費用を補助

●問い合わせ 役場農政課 農政係 ☎096(293)3116

サツマイモ基腐病の防除のため、予算の範囲内で大津町かんしょ安定生産対策事業補助金を交付します。

●**補助対象経費と補助率**

区分	対象経費	補助率 ※100円未満切り捨て
1	苗床や苗、種芋の消毒に要した経費	2分の1以内 ※区分2と3は 上限5万円
2	サツマイモ基腐病が発生した年内に、収穫後の土壌消毒に要した経費	
3	サツマイモ基腐病と診断された翌年2月～11月に圃場の消毒に要した経費	

※区分2と3は、病気がかかったことが確認できる診断結果が必要となるため、お問い合わせください。

●**申請方法**
次の2つを役場農政課窓口にご提出ください。
①補助金交付申請書(様式第一号)
②対策を行った面積と要した費用が確認できる書類
※申請書や要件など、詳しくは町ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら▼

サツマイモ基腐病から産地を守ろう！

サツマイモ基腐病とは、サツマイモの茎や根が黒く変色し、カビ(糸状菌)によって腐敗する病害の一種です。

適切な対策を行わないと、畑内の健康な苗に次々と伝染し、被害が拡大する可能性があるため、病害の疑いがある株を発見した際は役場農政課にお問い合わせください。

●**まん延を防ぐ3つのポイント**

- ① 持ち込まない
・ 健全な種芋や苗の確保と消毒
・ 使用する器具の洗浄
- ② 増やさない
・ 菌の増殖を防ぐ排水対策
・ 発病苗の早期発見、抜き取り
- ③ 残さない
・ 適切な土壌消毒
・ 耕うんによる残さの分解促進

▲基腐病の症状が出た芋の断面(上)と表面(下)

**予防
接種**

予防接種はお済みですか？

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(町子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

	日本脳炎予防接種対象者	接種回数
第1期 初回	生後6カ月～90カ月の子ども(7歳6カ月まで)	2回
第1期 追加		1回
第2期	9歳以上13歳未満の子ども	1回
特例措置	平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の人	1～4回 (過去の接種回数に準じた残りの回数)

●**日本脳炎予防接種**
日本脳炎ワクチン第1期・第2期は全部で4回接種します。定期接種の期間が定められていますので、母子手帳で予防接種が済んでいるか確認しましょう。国の積極的な接種の差し控えにより日本脳炎予防接種を受けられなかった人は、定期接種(特例措置)として予防接種ができます。

●**HPV(子宮頸がん)ワクチン**
子宮頸がんワクチン予防接種は、全部で2～3回必要です(年齢に応じて変わります)。また、令和4年4月1日から開始していたキャッチアップ接種期間が条件付きで延長となりました。

令和7年度 HPV(子宮頸がん)予防接種の対象者	
小学校6年生～ 高校1年生相当の女子	平成21年4月2日～ 平成26年4月1日生まれの人
キャッチアップ対象者 ※キャッチアップ接種とは、国による積極的な接種の差し控えにより、接種機会を逃した方を対象に実施する予防接種のことです。	平成9年度～平成20年度生まれの人で、令和4年4月～令和7年3月末までにHPVワクチンを1回以上接種した人

●**予防接種の発行**
【場所】町子育て・健診センター
【必要な物】母子手帳

詳しくはこちら▼